

# エフカード(現金ポイント専用)会員規約

## 1. 会員資格

会員とは、入会時の年齢満18歳以上(高校生を除く)で、本規約を承認のうえ株式会社フジ(以下「当社」という)に入会申込をされ、当社が入会を認めた方をいいます。入会時に記入されたエフカード申込書は、当社の責任において管理し返却は行わないことを承諾するものとします。

## 2. カード貸与・有効期限

- (1) 当社は、原則会員1名につき、1枚のカードを発行し、貸与します。
- (2) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。
- (3) カードは、カードに署名した会員本人のみが利用できます。また、カードの所有権は、当社に属しますので、カードを他人に貸与、譲渡したりすることはできません。
- (4) カードは、会員が退会または会員の資格が取り消されるまで有効とします。

## 3. 会費

- (1) 会員は、当社所定のカード会費(以下「会費」という)を支払うことをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 2年目以降(1年毎)の会費は、有効期限を過ぎた以降のお買い物時に、お買い物金額と合算して支払うものとします。なお、その会費の有効期間は支払った日に係らず有効期限の翌日から1年とします(ただし、2012年11月4日までに支払った会費の有効期間は支払った日より2年間とし、2012年11月5日から2013年2月28日の間に支払った会費の有効期間は支払前の有効期限の翌日から2年とします)。
- (3) 会費は、当社の責に帰すべき事由によらない場合は、返還しないものとします。

## 4. 届出事項の変更

会員が、お名前・住所・電話番号等を変更される場合は、速やかに当社にお届けください。

## 5. お申し込み内容の変更について

- (1) カードを紛失し、または盗難にあった場合は、直ちに当社までご連絡ください。
- (2) 会員は、カードの紛失・盗難の場合は、当社所定の手続きをとるものとします。当社がカードを再発行した場合は、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行できるものとします。ただし、当社に届け出るまでに、第三者に使用されたポイントは、原則として移行できないものとします。

## 6. カードの再発行

カードの再発行は、当社が相当と認めた場合に限りです。

## 7. ポイント加算等の方法

エフカードポイントは、会員がフジおよびカード加盟店でのお買い物等の時、レジにてカードを提示すれば、100円(税抜き)で1.0ポイント加算するものとします。ただし、以下の場合は加算できないものとします。

いものとします。

- (1) 精算の時に、レジにてカードの提示がない場合。
- (2) 切手・葉書・タバコ・商品券・チケット・テレホンカード・バスカード・ギフトカード・ギフト券・図書カード・DPE・荷造料・配送料・郵送料・お直し代・靴修理費等の精算。
- (3) フジが別途指定するカード加盟店、店舗での精算。
- (4) 当社が指定した割引券等(エフカードポイント割引券等)を利用した時の割引券等のご使用額分。

※エフカードポイントは、レシートに記載します。

※会員の都合により返品をした場合は、その部分のポイントは減算するものとします。なお、ポイントの残高不足の場合は、ポイント券等の回収または累計ポイントをマイナスとして次回以降の加算ポイントから減算するものとします。

## 8. ポイントの利用

- (1) エフカードポイントは、500ポイントになると500円分(税込み)のポイント割引券をレジにて発券するものとします。発券したポイント割引券は、次回以降の現金でのお買い物から利用できるものとします。なお、本規約7.(1)(2)(3)の場合には使えないものとします。
- (2) 割引ポイントの有効期限は、最終のお買物でのご利用日またはポイント付与日のどちらかの遅い日から1年間とし、レシートに記載します。
- (3) 発券されたポイント割引券の有効期限は、発券日から6ヵ月後の月末までとし、ポイント割引券に記載されます。
- (4) 有効期限を過ぎると、使用されなかったポイントおよびポイント割引券は失効します。

## 9. 個人情報の収集・利用・提供に関する同意

会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は、当社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1) 会員等は、申込み時および変更届け出時に会員等が届け出た属性等およびカードを利用した各種取引の情報を当社が収集することに同意します。
- (2) 会員等は、当社および当社の関連会社並びにカード加盟店で個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業が、正当な事業活動に利用するために会員に宣伝印刷物等を送付することに同意します。ただし、会員の希望により送付を中止することができます。また、その業務を行うために必要な範囲に限り、当社および当社の関連会社並びにカード加盟店、当社の指定する委託先、またはその再委託先に対して、会員に関する情報を預託することについてあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 会員等は、当社が各種法令の規程により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、また、本人または第三者の生命・身体・財産・その他の権利を害する恐れがある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

<個人情報統括管理者及び連絡先>

株式会社フジ 人事総務部長 Tel.(089)923-1264

## 10. 業務委託

会員は、当社が株式会社フジ・カードサービスまたは当社が指定する委託先に対して、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前条9により収集した個人情報を預託し、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

- (1) カードの情報処理、電算機処理に付随する業務。
- (2) カードの紛失、盗難連絡の受付、登録および各種届出事項の変更に関する受付、登録にかかわる業務。
- (3) カード利用に関する問い合わせにかかわる業務。
- (4) その他カード及びポイント等付帯サービスにかかわる業務のうち、当社が指定したもの。

## 11. 退会及び会員資格の取り消し

- (1) 会員は、都合により退会する場合には、カードを直ちに当社へ返却するものとします。
- (2) 会費の未納期間が1年間を超えた場合は、原則として退会されたものとみなします。
- (3) 会員が、退会または会員資格を喪失した場合は、エフカードポイントのそれまでの累計ポイントは失効するものとします。

## 12. 規約の変更

本規約を変更または改訂した場合は、会員にその旨を通知もしくは告知します。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員がカードをご利用した時、または通知もしくは告知後異議無く30日経過した時は、変更事項を承諾したものとします。

## 13. お問い合わせ先

本規約ならびに個人情報についてのお問い合わせ、ご相談は、下記窓口といたします。

〔お問い合わせ・ご相談窓口〕

株式会社フジ・カードサービス  
〒790-0065 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号  
Tel(089)923-2401

または、最寄のフジ各店のサービスカウンターまで。

※当規約は、2013年3月1日現在のものです。